保国発０４１１第１号
令和６年４月 11 日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

「70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について」の一部改正について（通知）

健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進の取組については、「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力のお願いについて」（令和６年１月 24 日付け保発 0124 第５号厚生労働省保険局長通知）において、その一環として、マイナ保険証を利用することにより限度額適用認定証等の申請・提示が不要となるメリットを周知することが効果的であることから、限度額適用認定証等の申請様式等にその旨を記載すること等を依頼したところである。

これを受け、「70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について（平成 19 年 2 月 28 日付け保国発第 0228001 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」を下記のとおり改正することとしたので、内容について十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に対して周知徹底いただくとともに、その運用につき遺漏なきよう特段のご配慮をお願いしたい。

記

標記通知の「様式例」については、本通知の別添のとおり改正する。